

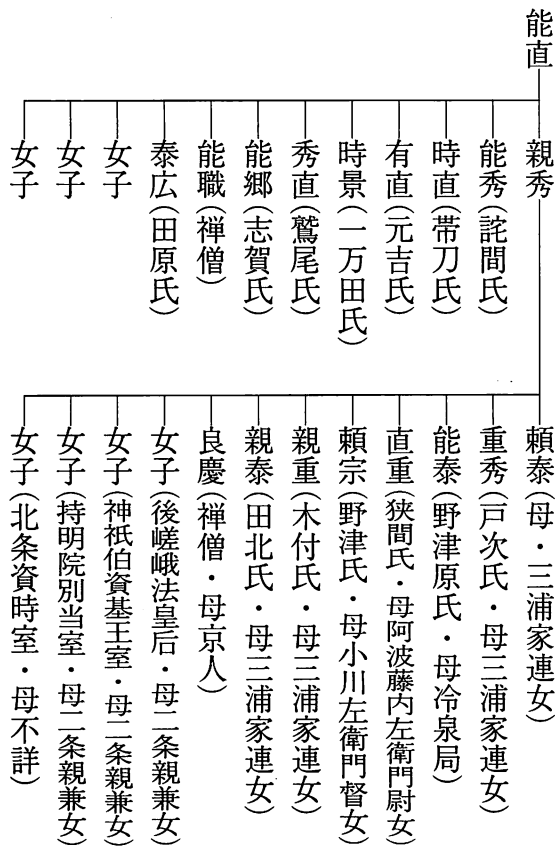
〈特集・狭間氏の研究①〉

I 狭間氏の系譜（その一）

佐藤 末喜

はじめに

狭間氏は大友氏二代親秀の第四子・直重を祖とする。大友氏の系図は「続群書類従」本のほか、大友義一氏蔵・常楽寺蔵・入江氏蔵や昭和六十年に歴史民俗博物館から公表された野津本^①（北条系図・大友系図）など数点あるが、狭間直重に関する記述はほぼ同一である。これら大友氏の系図には部分的に多少の相違があるが、総合的に検



証すると初代能直から三代頼泰までの初期大友氏の略系図は上表のようにみることが最も適切であると考ええる。

狭間直重の父・二代親秀は能直と正妻・深妙との間に建久六年（一一九五）に生まれ、宝治二年（一二四八）五十六歳で死去する。京都に住んでいたらしく、妻は二条親兼の娘で久我太政大臣通光の室になっていた人、その妻との間には、後嵯峨法皇后、神祇伯資基王室、持明院別当藤原基氏室の三人の女があり貴族との関係が深かった。また母は不詳であるが北条時房の第三子・資時の室になった女もあり総じて高位高官に嫁いでいる。

男児の方は、長子頼泰の母は三浦家連の娘であり、重秀、親重、親泰の四子を生んでいて正妻である。三浦家連は名門三浦氏の出で、頼朝の政権が発足すると三浦義澄は三浦介の地位を安堵され、相模国内の御家人武士を指揮統率し、軍事警察権を行使しうる地位、のちの守護に相当する地位に就くが、家連はこの義澄の弟で佐原氏を名乗る義連の子である。

親秀の官職は大炊助（おおいのすけ）、大炊寮の次官である。大炊寮は律令制下宮内省に属し、宮中で行われる仏事、神事の供物、宴会の準備、管理を分掌する。

官位は従六位上相当である。狭間氏が大炊助、大炊四郎、大炊又四郎などと称するのはこの父の官職名による。また狭間四郎は親秀の第四子ということである。因みに初代能直の官職名は左近将監、官位は同じく従六位上相当である。

狭間氏の系譜を辿るに当たっては、個々人の来歴とともにかかわつ

た歴史事実を史料に基づいて考証することによって、「狭間氏とその時代」を浮き彫りにしたいと思っている。

I 初代・直重

各種大友系図によって直重の記事をみてみよう。

群書類従本には「或有重 狭間大炊四郎 母阿波藤内左衛門尉姉 狭間之祖」、宗家大友氏之系図では、「号挟間四郎 大炊助 改名重直 母阿波藤内左衛門尉姉」、大友田北氏系図は「挟間四郎 大炊助 母阿波藤内左衛門尉姉」とある。

また史料価値の高い〈野津本・北条系図、大友系図〉では「直秀、大炊四郎狭間」となっている。直重とも有重、重直、直秀とも呼ばれていたらしい。

狭間家略譜（狭間文書・大分県史料二十六）によれば

「狭間大炊四郎、初名有重、法名龍祥寺、自明覚宗、母阿波藤内左エ門尉女、領豊後国大分郡狭間村依称狭間氏、狭間家祖也、在城干大分郡阿南郷龍原村権現岳、」とある。

これらの系図をもとに後世の史家・唐橋世済は豊後国志に

「挟間直重

大友親秀第四子 始食邑於挟間。因為氏。以勇力聞、文永十一年直重拒蒙古賊於筑前有功。」と書き、

雉城雑誌は

「挟間氏館址 向原也

民家之後、一堆山叢竹林ニアリ。其東北ハ深溪数十丈、上市邑龍祥寺門前ト相對ス。挟間氏ハ大友大炊介親秀ノ四男、四

郎直重、後大炊介ト。母ハ阿波藤内左衛門尉之女ニシテ、直重此地ニ封ゼラレ、挟間八百貫ノ地ヲ領シ、因テ挟間氏トス。大友家門葉ノ随一タリ。其地、向原、上市、下市、鶴田、海老毛、古原、来鉢之内、下来鉢、中畑、平床、田代、赤野、北方、東行、柏野、鬼ヶ瀬、池ノ上等、十有六ヶ邑ニ知タリ。」と載せている。

後藤碩田は狭間家略履歴で

「初代狭間大炊四郎藤原直重ハ、大友鼻祖大友能直の嫡子大友二世親秀の四男、大友三世頼泰の弟にして、文永十一年父兄と同じく、筑前国博多津蒙古襲来の役に出陳して、元賊を討、大に功ある人なり、豊後国大分郡阿南庄狭間村を食邑に賜ひ、其所に世々住居す、其地今の向の原・上市・下市・鶴田・海老家・古原・来鉢・中畑・平床・赤野・北方・東行・柏野・鬼ヶ瀬・池ノ上等十六村の知と云へり、」と記している。「文永十一年父兄と同じく」とあるが、父親秀は宝治二年に没しているので二十六年後の文永の役に参戦するはずがない。碩田の明らかな誤りであり、このことが彼が主張する「挟間村恩賞説」の底流にあると思われるが、詳しくは後述しよう。

また江戸期に書かれた野史であるが「豊薩軍記」には

「大友大炊ノ助親秀能直嫡子ノ四男大炊四郎直重ト云ケルハ剛強無双殊トニ才智超他ニ未タ弱冠ノ比ヨリ毎度譽レヲ顯ハセリ舍弟頼泰馮モシク思ヒ父君ノ命ヲ受ケ八百貫文ノ領ヲ宛行ヒ大分郡挟間ニ封セラレシヨリ挟間ヲ以テ氏トセリ」とあり、こ

れを受けて太田亮氏は

「狭間は太友親秀の四男・四郎直重が八百貫文の知行所なり。

直重は勇猛怪異の人なりし故鬼狭間とも云ふ。文永十一年の夏、蒙古勢筑前へ襲来の時直重勇名最も高く人目を驚かせり」(姓氏家系大辞典)と書いている。

これらの記事によって直重の人物像はほぼ明らかになっているが、ここで彼の生年を推測してみよう。

(直重の生年)

父・親秀の生年は一一九五年(建久六年)であるから、十五歳元服は一二一〇年

一二三六年(嘉禎二年)に家督を譲っていることから、子女の出生期間は一二一〇年～一二三六年の間とみて間違いなからう。

正妻の腹に生まれた男児は、

嫡子・頼泰は一二三二年(貞応元年)、宗家太友氏之系図

二子重秀は一二三〇年(寛喜二年)、大友家文書録

六子親重は一二二四年(元仁元年)、秋吉系図

七子親泰は一二三二年(貞永元年)——田北学氏の推定による

以上のように四子は一三二二年から十年間に生まれている。系図に全幅の信頼を置くわけではないが、一応の目安にはなる。直重は親秀の第四子と位置付けられていることから斟酌すれば、ほぼこの十年間に出生したとみて間違いなからう。

また孫・直親(土用鬼丸)との関係からみると、

豊後国田原の弘安八年・一二八五年に孫である直親(土用鬼丸)

が地頭で出ている。この年、直親の年齢を二十歳とした場合、彼の生年は一二六五年(文永二年)。父重泰の二十歳の時に生まれたとすれば、重泰の生年は一二四五年(寛元三年)となる。直重が二十歳の年に重泰が生まれたとすれば、直重の生年は一二二五年(嘉禄元年)ということになる。推定の基礎を二十歳で嫡男が出生と置いたが、当時は十五歳で加冠(元服)するので前後五年くらいの誤差はあるであろう。

以上の推定からすれば直重の生年は一二二〇～一二三〇年とみてほぼ間違いなからう。

(狭間村領有の経緯)

*父・親秀からの譲与

鎌倉時代、武士は一族の子弟に所領を分け与える分割相続を原則としていた。

本家の当主を惣領、惣領以外の子弟を庶子と呼んだが、幕府は軍役・経済的課役を惣領に宛て課し、惣領が庶子たちに割り当てた。こうした武士団のあり方を惣領制と呼ぶが、幕府は惣領制を基礎として御家人の統制をおこなっていた。惣領は自らの所領を庶子に分与し、彼らに所領内の在地領主を掌握させて軍事力を強化し、惣領の統率のもとに関東御公事を果たすという仕組みになっていたのである。所領配分に当たっては女性の地位が比較的高く、大友家の場合一期を原則としつつ他家に嫁いだ女子にも譲与された。

親の所領を分与された子供たちは、それぞれ分家として与えられ

た土地の名を名字とする家々、たとえば琢磨・一萬田・志賀・田原、戸次・野津原・野津氏などをとおしていったが、これは当時の武士団に共通する特色で、分割相続惣領制の仕組みであった。

能直や親秀が子女に分与すべき所領の確保に腐心した背景は、渡辺澄夫氏によると「初代能直は男女合わせて十五人の子女をもうけている。男子十二人・女子三人であるが、男子のうち親直・朝直の両者は早世しており、禪能は出家して山僧となっているので除いても、男子九人・女子三人計十二人となる。

二代親秀は男子九人・女子四人計十三人であるが、親盛が早世しており、良慶が出家しているので除いても、男子七人・女子四人、計十一人となる。(中略) 以上大友系図の外形的な検討によっても、初代能直・二代親秀の頃に、大きな課題をかかえていることが理解されよう。それは、僧侶や早世者は別として、その他の子供には、男女を問わず所領を分与し、男子はそれぞれ適切な名字の地を求めて定着させねばならないからである。」(増訂豊後大友氏の研究)ということになる。

二代親秀は嘉禎二年(一二三六)家督を頼泰に譲ったが、この年第六子親泰に田北村などの所領を譲与しているがこのことに関して渡辺澄夫氏は

「田北親泰(幼名観音丸)に対する譲与は嘉禎二年(一二三六)三月十七日で、その譲状には(分譲男女子息等)とあるので他の子女に対する処分も同時であったことがわかる」(増訂豊後大友氏の研究・P41)としている。

史料はないが、このとき豊後国図田帳の「阿南荘 八十町半分」と「松富名 三十五町」の地頭職が、親秀から直重に譲与されたと思われる。

阿南荘は最後の荘園として、寛喜二年(一二三〇)一条公経家を領家として立荘したがそれまでは没官領で国衙であった。立荘したときの地頭職は守護所である親秀が帯びていたと考えられる。

このほかにも直重には玖珠郡の見良津名九町も譲与されている。

豊後国図田帳に

「飯田郷

飯田本名 玖町五段新庄

見良津名 玖町同前、豊前大炊四郎直重跡孫子鬼丸、今又四郎直親

書曲村 拾町新庄 豊前大炊助入道殿女子 持明院別当入道室家跡

小田原弥五郎頼宗買領由申之」

とある。豊後国玖珠郡飯田郷(城興寺・一乗寺領)のうちで、見良津村・近松名ともいった。豊前大炊四郎直重は、大友親秀の四子・狭間直重のことで彼の地頭職を図田帳当時は孫である直親が帯していたことになる。

「飯田本名玖町五段新庄」のあとには地頭として、大友兵庫入道殿が略されているとみるべきであり、阿南荘の場合と同じくほぼ半々に譲与されている。

さらに書曲村については、親秀の女子に譲与されている。これらのことから親秀は父・能直から譲られた飯田郷の地頭職を子女に譲与したことがわかるし、直重が少なくとも父の死亡以前(一二四八

年)に地頭であったことが判然とする。

*文永の役の恩賞説

後藤碩田が「豊後国田帳考証」で主張し、今日に至るまで大分県史学会の定説となっている所謂「文永の役恩賞説」は成立するのであろうか。

渡辺澄夫氏は「増訂豊後大友氏の研究」の中で

「親秀の四子狭間直重以下にこうした関係の見られないのは、ちょうど蒙古合戦が起こり、恩賞地が与えられたからである。他の庶子については史料を欠くため不明であるが、狭間直重が阿南荘松富名(狭間村と号す)の地頭職を与えられたのは、文永蒙古合戦の恩賞としてであるという(『豊後国田帳考証』)」と書き、後藤碩田の説を援用しているが筆者はこの説には賛同できない。

渡辺氏は「ちょうど蒙古合戦が起こり」といわれるが、ここで言う「ちょうど」とは親秀の所領譲与の時分のことであると思われる。親秀は嘉禎二年に家督を頼泰に譲り隠居、宝治二年(一二四八)に死亡している。文永の役は彼の死後二十六年後のことであり、家督を譲ってからは実に三十八年後のことになるのである。この説はまた先に紹介した同じ渡辺氏の「田北親泰に対する譲与は嘉禎二年(一二三六)三月十七日で、その譲状には〈分譲男子息等〉とあるので他の子女に対する処分も同時であったことがわかる」と矛盾する見解といわねばならない。そもそも御家人の原則である分割相続惣領制からすれば、親秀が生前庶子に所領配分をせずにとしたとすれば、惣領としての責任を放棄したことになり、考えられないことである。

文永の役の恩賞の実態については先学の研究によってほぼ明らかにされている。

瀬野精一郎氏は

「再度の蒙古襲来必至の情勢の下で、文永の役に対する恩賞地配分がきわめて例外的であり、後の弘安の役の恩賞地配分に比較してきわめてその給付例が少ないことには変りない」(『鎮西御家人の研究』)として、文永の役における恩賞が少ないことを指摘している。

大著「蒙古襲来の研究」を著した、古文書学及び中世史研究の権威・相田二郎氏もまた

「文永の役に関する史料は後の弘安の役のそれに比して極めて少い。恩賞に関する史料は特に甚しいやうである。之に関する史料として挙げ得るもの、一つは、肥前松浦文書にある建治元年十月二十九日附の將軍家政所下文である。之に依ると松浦党の一族山代譜の子息亀丸を、父の討死した勲功の賞として、肥前恵利の地頭職に補任してゐる。又かの竹崎五郎季長の絵詞に依ると、この頃季長を始め百二十余人のものが、各恩賞の沙汰に預つてゐる。徴し得る史実は単にこれに止る。」と同書に記している。

文永の役の恩給について幕府が極めて慎重な態度をとったことは、肥後国御家人竹崎季長の「蒙古襲来絵詞」で充分明らかであるが、武藤経資とともに軍事統率者として日本軍の指揮に当たった大友頼泰についても、恩賞配分の事実を見出すことはできないのである。

このような状況の中で、直重が阿南荘の惣地頭職半分と松富名の地頭職を恩給配分されたとする説には確証が得られないと筆者は考

えている。

繰り返すが、阿南莊惣地頭職は頼泰が親秀から譲与されたものである。その半分を文永の役の恩賞として、直重に割譲させられたことになるのである。頼泰自身には何らの恩給を与えずに、幕府はどのような非情な処置をしたのであろうか。また頼泰は承服したのであろうか。理解に苦しむ説であり、直重の生年(年齢)を考慮に入れば、そもそも碩田の云う「文永の役恩賞説」は成り立たないと筆者は判断している。

図田帳にある「(阿南莊) 地頭職守護所並挟間尼公生蓮、」の文は嘉禎二年に頼泰が家督相続したときの親秀の所領分与そのままの姿であつて、直重が存命であれば、まさしく「地頭職守護所並挟間直重」と書かれるべき内容であると言いうるのである。

元寇恩賞説を否定する資料として、正慶元年正月(一一三三)の由原八幡宮文書がある。詳しくは三代・直親の項で触れるが、

「光一松名者、菊池三郎二郎房高、為蒙古勲功之賞」とあり、菊池房高が文永の役の恩賞として阿南莊光一松名地頭職を得たと記している。狭間直重が同じく恩賞として得たのであれば、当然に記録せらるべきであるところ何らの記述がない。このことは恩賞説の否定を意味していると言える。

(母・阿波藤内左衛門尉の姉の出自)

大友氏系図のすべてが「直重の母は阿波藤内左衛門尉の姉(女)」であると記述しており一見疑問を差し挟む余地はないように思われるが、筆者は「阿波は天野」の誤伝ではないかと推定している。そ

の事由を以下に述べる。

藤内氏は、太田亮氏によれば「藤原姓にして、内舍人たりしものを云う。保元物語に(藤内遠景あり。次に盛衰記に藤九郎盛長、藤内遠景等を載せ、又東鑑卷三に藤内所朝宗、藤内光澄、十九、二十一、二十六に藤内左衛門尉、藤内左衛門尉忠行、二十七、二十八、二十九に藤内左衛門尉定員、三十、三十一に藤内判官定員、三十四に藤内左衛門尉能兼等見ゆ。此の氏は此の称を称号とせしに始まる。」(姓氏家系大辞典)となる。

藤内氏は左衛門尉の称号と連用されるのを常とした。藤内遠景とは天野遠景のことである。

前掲姓氏家系大辞典によれば天野氏は、

「3 藤原南家流 遠江伊豆の大族にして藤原南家工藤氏の族也と云う。天野系図に(上藤太夫時理—駿河守惟永—右馬允維清—山城守清定—入江権守景澄—天野藤内光景(伊豆国人、頼朝に仕ふ)—内舍人遠景(藤内、民部)—和泉守六郎政景(以下略)と見ゆ。天野遠景は頼朝挙兵の際之に属し、石橋山に力戦して頼朝を救へり。後範頼に従ひて平氏を撃ち、乱定まるの後、鎮西守護、尋いで筑紫奉行となり、幕命を受けて鬼界が島を征伐して之を降す(以下略)」

「18 上野の天野氏 東鑑建暦三年に(上野国桃井莊を藤内左衛門尉に賜ふ)と見ゆ。藤内とは天野遠景の事なり。」

「22 天野氏は、古今著聞集第九に天野遠景、平家物語に天野藤

内遠景、天野次郎直経、源平盛衰記に天野藤原遠景、或は藤内民部遠景、東鑑一、三、四、七、八、十五、十六に天野藤内遠景見ゆ、(以下略)」

また現代語訳吾妻鏡(五味文彦・本郷和人編)によれば、

「建久二年(一一九二)正月十五日

鎮西奉行入

内舍人藤原朝臣遠景(天野藤内左衛門尉と号した)」とある。

以上の記述で明らかのように、天野藤内左衛門尉は当時の通り名であった。

天野遠景は大友能直と同様、頼朝の有力な御家人でありその女が親秀の室になることはあり得ることである。またその女は遠景の嫡子である藤内左衛門尉政景から見れば姉に当たるのであるから、大友系図で姉とも女とも書かれているのはこのような事情によるものと思われる。

一方阿波氏について姓氏家系大辞典をみると

「5 阿波在序 阿波志に金藤原師光・近藤と称し柿原に居る、平語に所謂阿波在序是なり、初め少納言信西に仕ふ。信西薦めて左衛門尉となす。平治の乱信西奈良に逃る、師光従ひ行く。信西將に死なむとするに及び、師光髪を剃り名を西光と改む。後・後白河上皇に親まれ、寵遇日に握し、和歌を喜び千載集等に見ゆ。男七人あり、長を師高と云ふ加賀守に任ぜらる。第四子柿原に在り、紀成良の逐

ふ所となり宮河内に死す。次を親家となす、白井近藤六と称し源義経の向導となる」と。

「6 東鑑四十六に阿波前司、四一より四六に阿波四郎兵衛尉政氏、及び阿波弥太郎等見ゆ。」とある。

藤原師光は左衛門尉に任じられたことがあるが、年代的にみてその娘が親秀の妻になることは難しい。

頼朝の寵臣であり有力な御家人であった大友能直家は同じく有力な御家人と婚姻関係を結んでいる。親秀の妻妾の出自をみると、先にあげた貴族の二条親兼のほかは、正妻の三浦家連、五子野津氏は小川左衛門督、三子野津原氏は冷泉局(北条政子の女官)と鎌倉御家人等幕府を支える要人である。ここは天野遠景と考える方が妥当と思われる。「アワ」は「アマノ」の誤伝ではないか。確たる証拠はなく筆者の推測にすぎないが後考に待ちたい。

Ⅱ 二代・重泰

重泰に関する記述は極めて少ない。大友狭間系図(佐土原北右衛門氏蔵)のように系図から漏れているものもある。史料価値の高い〈野津本・大友系図〉によれば

大炊四郎狭間

次郎他界

童名土与鬼狭間地頭

直秀

親直

直親

母朽網兵衛女

とあり、親直とも呼ばれていたこと、早世したこと、妻は朽網兵衛の女であることがわかる。

狭間家略譜には「重泰、狭間四郎、法名性隆」とあり、また狭間氏代々には「重泰、狭間大炊四郎。法名雄心院殿興山性隆大禪定門。生死、年号月日、葬地、感状除之。」とある。早世の原因がな

にあるかは不明であるが、筆者はあるいは父・直重とともに文永の役に参戦して戦死を遂げたのではあるまいかと推測している。

ともあれ、朽網兵衛女との間に嫡子・直親を設けているので成人していたことは間違いなからう。

(妻の出自)

妻の父は豊後国田帳に直入郡朽網郷四十町の地頭として出ている朽網兵衛允泰親である。渡辺澄夫氏によれば「朽網郷の地頭は朽網泰親である。〔救民記〕には朽網氏は中原親能の後とし、また大友能直の後裔ともするが、右の〔大神系図〕には大野基平四世の孫に朽網六郎親基がおり、その子に親泰がいる。とすればこれは当然後者とすべきで、当郷は豊後大神氏が保持した唯一の国衙領ということになる」(増訂豊後大友氏の研究)と大神系統と考証している。

大神系図(太田吉蔵蔵本)によれば

大野基平―盛基―家基―親基(朽網六郎)―親泰(泰親)とある。

救民記にいう大友能直後裔説について、豊後古莊小田原系図(大友資料一―121P)では近藤能成の女が朽網泰親の妻とある。

近藤能成の女と言えは能直の妹に当たり、年代的には泰親の妻

にはなりえないことは歴然である。

朽網郷は直入郡久住、直入両町に野津原町今市及び庄内町阿蘇野を加えた地域と考えられる。

Ⅲ三代・直親

昭和六十年に国立歴史博物館の田中稔氏によって公表された「野津本・北条系図、大友系図」によって、弘安八年の豊後国田帳にある「地頭土用鬼丸」が狭間三代又四郎直親であることが確認された。これによつて狭間尼公生蓮が初代直重の妻であること、そして阿南莊惣地頭職(守護所と折半)並びに松富名地頭職は、尼公生蓮から土用鬼丸(直親)へと伝領されたことが判明した。通説では「狭間尼公生蓮ハ大友家譜に親秀四子狭間大炊四郎直重母阿波藤内左衛門尉姉とあり是なるべし 狭間直重ハ文永蒙古襲来の時有功大分狭間邑を食邑とす依之為氏代々居之直親ハ直重の子なるべし」(豊後国田帳考証)という後藤碩田の説を援用して、大分県史や挾間町誌、大分の歴史、豊後大友物語等が書かれているが、筆者は拙稿・狭間氏について(大分県地方史・二〇二号)でこれらの説を否定した。

御家人の分割相続惣領制と文永の役後の恩賞実態を勘案してのことである。

直重は文永の役に参陣したことは確認されているが、弘安の役には記録がないところから、文永の役後まもなく死亡したと思われる。その結果として役後十年の短い間に、妻尼公生蓮から、早世した二

代重泰を飛ばして孫土用鬼丸へ伝領されたのである。

ともかく弘安八年の豊後国図田帳の頃は三代直親の時代であったことは間違いない。

(一) 幸秀没後の阿南荘の混乱と直親

大友能直との所領譲得関係や柞原宮領阿南荘の預所(雑掌)として、しばしば登場する備後法眼幸秀はいわゆる「山僧」として捉えられている不思議な人物である。彼は死に臨んで阿南荘の預所職を弟子の面々に分与したが、この処置をめぐって荘内に混乱を惹起した。柞原八幡宮文書はこの間の状況を以下のように残している。

「件大神寶御初拝者、為国司每任之役被勤仕之処、去神喜二年、以阿南庄為大神寶之料所、可為一円不輸之神領之旨、被成国司庁宣畢、就之天福元年同所被宣下也、子細見 官符宣等、然之間、以社僧幸秀僧都為雜掌、令調進大神寶等之処、幸秀他界之刻、令付属彼雜掌於面々弟子等之條、為非擧、而當庄三名内松富名者、地頭土用鬼丸称預所職相傳之由、致神寶不法懈怠之上、令抑留御供米以下之神田等畢、松武名者、社僧円全堅者令相傳之所役懈怠者也、光一松名者、菊池三郎二郎房高、為蒙古勲功之賞、令拝領當名地頭職之刻、令押領預所職之間、令欠如神役等者也、且為□□身知行領家分之條、御制嚴重也、況於押領哉矣」

正慶元年正月十一日(一二三二年)

(賀来社年中行事次第、大分県史料九)

阿南荘の預所職は歴代の柞原宮山僧が勤める慣わしとなっていて、寛喜二年の立荘以来幸秀―継幸―幸仙と伝領されている。上記の「幸秀が他界する前、雑掌職を面々の弟子に与えたため」というのは一時的なことで、結局雑掌職は継幸が伝領したことになっている。このことは康永三年の豊後守護大友氏泰書下(柞原八幡宮文書)に幸仙の訴状として「當職者、備後僧都幸秀以来、迄于幸仙、代々山門住侶相傳領知之処」とあることで明確である。

ここで「幸秀他界之刻」が問題となる。幸秀の生没年は不詳であるが、筆者は豊後国図田帳が上表された弘安八年からまもなく死亡したのではないかと推測している。彼の初見は貞応二年(一二三三)の大友能直への所領譲与である。豊後守護職を相手にしてタフな交渉事をこなすほどの力量を持ち、かつ能直八男能郷を養子にするというのであるから、当然にこの年には成人しており少なくとも二十歳以上、三十歳に近い年齢であったとも推測できる。図田帳の一二八五年(弘安八年)には八十二歳以上、九十歳に近い高齢になっているとおもわれるが、図田帳に「賀来莊 平丸名領家」と出ているから生存が確認できるが、そう長くはなかったであろう。幸秀他界之刻は図田帳からまもなくのことであったと思われる。

文書の日付は正慶元年であるが、幸秀没後の事歴を述べたものでかなり遡る時分の内容である。このことはたとえば、光一松名の地頭職は文永の役の恩賞として菊池三郎二郎に与えられたとされるが、嘉歴三年(一二三二)年にはすでに戸次頼時に地頭職が渡っていることや、狭間氏自身も四代政直が翌年一二三四に所領安堵の論旨に

初見しているから、この時すでに土用鬼丸から家督が移っていることなどで判然とする。おそらく弘安図田帳のすぐあと幸秀の死後に混乱が生じたのであろう。

ともかく地頭土用鬼丸・直親は幸秀から預所職（雑掌）を伝領したと称して、不法に神寶懈怠をし御供米を抑留するなどの挙に出た。地頭職と預所職を兼帯したとして松富名に領有権を確立しようとしたのである。直親の積極的な所領獲得の姿勢を窺わせるが、一方では蒙古襲来後の鎮西御家人が異国警護役等の経済的負担によって、困窮状態に陥っていたから狭間氏もこの例外ではないということを背景として読み取ることができる。

（元寇の恩賞について）

敷衍するが、文中に「菊池三郎二郎房高、為蒙古勲功之賞」とあり、文永の役の戦功によって肥後国の御家人菊池氏が光一松名の地頭職を得たとの記事がある。弘安図田帳には菊池三郎武弘となっているが、菊池氏の系図上にはみえず庶流であったことは確実である。あるいは武房の弟、赤星三郎有隆の庶子ではなからうかと推測している。後藤頼田は「弘安中蒙古襲来の巻絵中二郎武房あり、この人か」と考証しているがどうかであろうか。弘安の役（弘安四年）の恩賞は弘安九年冬に配分されたから、当然弘安八年の図田帳には反映されない。よって「為蒙古勲功之賞」は文永の役のことになる。狭間氏も文永の役の戦功によって狭間村を恩賞されたというが、もしそれが事実であれば、柞原八幡宮文書に当然に記載されている筈で

ある。

文永五年に異国調伏祈祷についての宣旨（相秀書状）が発せられたが、柞原宮には文永十一年の記録が残っており、これは豊前・豊後両国でのもつとも古い祈祷の史料である。

正慶元年正月十一日の「賀来社年中行事次第」（柞原八幡宮文書）の中に

「為異国降伏、於社壇致丹誠令勤行之上、可致慇懃之御祈祷之由、被度、仰下之間、柚精誠之處、去文永十一年、鳩二出自寶殿之中、指西而遠飛去畢、是則異国征罰之表示也矣」とある。

宇佐八幡宮や六郷山などとともに柞原八幡宮は盛んに祈祷を行なっており、蒙古襲来に関する情報には殊のほか敏感であったと思われるから、当然に役後の恩賞の沙汰についても承知していたであろう。

菊池氏にあつて狭間氏には記載がないということは、狭間氏の恩賞説を否定する有力な材料であると思われるが如何であろうか。

文永の役について、幕府は建治元年（一二七五）七月、指揮官大友頼泰に対し

「戦場に臨んで進み戦わず、中には当境を守るといい第一線に出ない者が多いと聞く、甚だ不忠者である。此等は厳科に処するので交名を報告せよ。これらのことを全軍に通達せよ。」との厳命を下している。大友旗下の豊後勢の働きについて幕府の不満の表明であり、竹崎、菊池の肥後勢に比べて恩賞の沙汰がはつきりしないのはこのような事情にもよると筆者はみている。

(二) 賀来莊地頭の横暴

阿南郷の一部であった賀来莊の初見は治承元年(一一七七)であるが、その立荘は長徳四年(九九八)とも言われている。弘安八年の図田帳には

賀来莊貳百三拾町

本莊貳百町 領家一條前左大将家室家、地頭職賀来五郎惟永

法名願蓮

平丸名三拾町 領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前

とある。

図田帳には記載されていないが、賀来本莊の預所職(雑掌)は柞原八幡宮の大宮司が歴代勤めることになっている。このことは正応二年の「賀来社大宮司平経妙申状案」に「養和元年平章妙令拝任以来、至于頼妙・盛妙・有妙・経妙五代相傳」とあることで判然とする。

賀来莊は柞原宮の膝下莊園でありながら、立荘以来地頭賀来氏との間で相論を繰り返してきた。その詳細は省略するが、ここでの問題は賀来五郎惟永(願蓮)およびその子惟政の横暴である。正応二年三月(一二八九)柞原八幡宮大宮司平経妙は、地頭願蓮の非法、横暴を停止されんことを鎮西評定所に訴えた。

しかしながら願蓮らの非行は一向に収まらず続いたため、正安元年(一二九九)大宮司信隆は再度地頭惟政(願蓮の子)を訴えた。

その裁定結果は

鎮西御教書(柞原八幡宮文書)に

豊後国賀来社権大宮司信隆與、同所地頭惟政相論、鬼藤放和田上名押領物事、重訴状如此、就去年五月十三日散状、有其沙汰之处、所詮任先下知旨、至押領物者、不日可糺返之由、可被催促也、乃執達如件、

正安二年四月六日 (一二三〇〇)

前上総介

戸次孫太郎左衛門尉殿

大 炊 又四郎 殿

とあり、地頭の押領物の返却を催促させているが、その宛名に戸次貞直(孫太夫左衛門尉)と並んで狭間直親(大炊又四郎)が指名されている。前上総介とは鎮西探題の北条實政のことである。

大友系図によれば戸次貞直は永仁七年(一二九九)正月二十七日付けで、鎮西評定衆に任じられている。この評定衆は御家人のうちでも名門の実力者をもって任じられており、六波羅評定衆と同じく政務に当り訴訟を裁決した。また同年四月には鎮西引付衆が設置され、三番引付に大友貞親、戸次貞直の名がみえ、降って北条随時代には一番引付に戸次貞直、三番引付に大友貞宗が任じられている。狭間直親は評定衆や引付衆に任じられた記録がないが、このように有力御家人である戸次貞直に比肩する存在感を有していたとみることができるとある。

戸次氏の系図によると三代・貞直の没年は元亨元年(一二三二年)とある。

狭間直親も戸次貞直と同様に、おそらく一二三〇～一二三二〇年の

間に没したのではないか、政直への家督譲渡の時期は当然にそれよりも前のことである。先の鎮西御教書で狭間直親のことを「大炊又四郎」としてあるが、これは狭間初代直重の父・大友二代親秀が大炊助を名乗っていたことによる。親秀の第四子であることから狭間氏は大炊四郎であり、木付氏は大炊三郎であるし、嫡子頼泰も大炊助と号した。

(三) 松富名下地中分

乾元二年(一三〇三)五月十八日付の「阿南莊松富名中分状案」および同日のものと思われる「阿南庄松富名半分新田畠實檢帳案」によれば、松富名は南北に中分された。正和五年(一三一六)七月十二日の「けうきん請文案」および貞治三年(一三六四)の大友氏時の所領所職注進状、ならびに永徳三年(一三八三)の大友親世所領所職注進状によって、北方は大友惣領家が地頭職を保持していたことがわかる。一方建武元年(一二三四)の後醍醐天皇綸旨では、「豊後国阿南庄松富名南方地頭職」が、大友大炊四郎政直に安堵されているので、狭間氏が南方の地頭職を帯していたことになる。

狭間村(松富名)の中分について渡辺澄夫氏は「この中分は守護大友貞親が庶家狭間氏に圧力をかけて、同村地頭職を中分したものである。とすれば、当名の場合は領家・地頭の相論による、ふつうに見られる下地中分の例としないことになる。」(大分県史、中世編P 390)と述べ、守護家の強引な領地獲得の一事例とみられている。

本来下地中分は、地頭がその武力を背景に年貢抑留・土地横領などの非法を行なったため、領家との間に相論が絶えなかったがこれを解決する方法であって、下地である土地を折半することによって、下地領掌権(保有権)・下地進止権(処分権)をお互いが認め、相互に侵犯せぬようにすることである。

土地から上がる収益のことを上分というが、下地は土地そのものを意味する語であって山林、塩田なども含まれ、年貢・所当などの収益の対象となる土地をいう。通常は領家側からの申請によって幕府が中分命令を出すケースが多く、当事者は領家と地頭である。松富名の場合は、地頭同士でかつ大友一族の惣庶間の争いであるところに特徴があり通常とは異なる中分である。

弘安図田帳で阿南莊の惣地頭職を折半している守護家と庶家狭間氏が松富名の小地頭職も折半するという結果になったわけである。この時狭間氏は三代直親(土用鬼丸)の時代であるが、幸秀没後松富名の預所職(雑掌)を相伝したと称して領主権を確立しようとした當の本人が、今回は守勢に回る羽目に陥ったことになる。

なお狭間町誌には乾元二年に「阿南莊松富名(狭間村ともいう)が南(狭間政直領)と北(大友惣領家)に中分される」(資料、P 804)とあり、四代政直の時代に移っているとしているが、史料根拠が不明であり俄かには信じ難い。

筆者は前記正安二年(一三〇〇)の大炊又四郎宛の御教書との関連から、しばらくは三代直親の時代が続いていたとみている。四代政直の初見は建武元年(一二三四)であり、中分後しばらくのち

に家督相続があつたとみてよからう。

實検帳にある地名は殆どが初見であり、当時の模様を探る手がかりとなる貴重な史料である。北方として出てくる地名は、来鉢井窪、中畑、赤野、横瀬、篠原、鶴田、柏野、大將軍、龍原、夜見渡、猿渡、大龍、直野、池久保である。

横瀬を除けばおおむね北方に位置する。

一方南方はどうなっているかをみるに時代は下るが天正七年の「阿南莊狭間南方四百貫分覺」が参考になる。出ている村名を挙げると

下市村、上市村、向原村、平横瀬村、鶴田村の一部、鬼ヶ瀬村、筒口村、大龍村の一部、池のくほ村、田代村、袋村

となる。田代村は石城川地区であり来鉢よりもさらに北に位置するが南方に属しているのは不思議である。もともと大龍山・柏野山・妙見新田・荒野・川等はそれぞれ別々に中分されたようであり、はつきりとした境界線を引いて区分けした所謂下地中分ではなく坪分け中分であつたとみられるから、多少の異同は帳尻あわせの結果とも思われる。坪分け中分とは下地を各坪ごと、あるいは一単位の田畑屋敷ごとに折半し、それぞれ一方を領家・地頭の知行とするものである。ともあれ、狭間直親はこの中分によって松富名の領有権を半分失うことになった。

ところでこの松富名の範圍であるが、大龍山や龍原、池久保、袋、夜見渡など庄内町域を西端として、東は横瀬、中尾等の賀来地域を区切る広大な名であり挟間町域は、賀来莊に属した石城川地区の高

崎、七蔵司を除く殆どが包含されていたといえる。

しかしながら挟間町誌には「阿南莊松富名の大部分と光一松名及び賀来莊の一部にまたがる郷土挟間は、」や「挟間町を構成する地区である光一松名の場合には、」光一松名は、今日その地名が残っており確定できないが、元の南庄内から谷村一帯であると推定されなどの記述があり、どうも谷地区は松富名ではなく光一松名に属するとの見解のようである。中分された北方には大將軍、篠原、阿鉢など谷地区の村も挙げられており、同地区が松富名に属したことは明白であり、挟間町誌の説は誤りであると筆者は考えている。

庄内町誌は松富名の範圍を「大分川流域の大分市横瀬から大分川兩岸の挟間町、さらに右岸の庄内町の一部に及んでいることがわかる。」とし、光一松名については「享祿四年（一五三二）十二月十三日付け阿南莊政所橋爪丹波守・大津留左衛門尉あて大友氏加判衆連署奉書に〈阿南庄瀧河内光一松上霧畑之内〉とあることから、大分川右岸の庄内町大字淵の上切畑であることは間違いない。したがって、光一松名は、大分川上流域の旧南庄内地区ということができる。」と明快に説明している。

この中分について高名な中世史家の網野善彦氏は「中世民衆の生業と技術」で「乾元二年（一三〇三）、豊後国阿南莊松富名（狭間村）が中分されたさい、川の築については年によって流水が変わるので、地頭分四枚の内、善悪を両方に配分することとし、平等を期している。これも築のあり方をよく物語る事例でさきの相良氏の場合と同様、築が地頭の一族の共同知行となつてゐることを示すものといえ

よう。注目すべきは、ここで「うけ」については、両方の「屋しきつ」きをもて、さたをいたすへし」とされている点で、筈は屋敷に付いた漁具として扱われたのである。」と紹介している。

（狭間智覚について）

宇佐宮領田染莊の永正名・恒任名・末次名の支配を巡って押領、乱入狼藉を働いたとして訴えられた狭間智覚（小田原左衛門入道）について触れる。

大友義一氏蔵の「豊後古莊小田原氏系図」（増補訂正編年大友史料1）によれば、

近藤能成——能直
重能——重景——重直——助二郎
四郎

重直の子・四郎が狭間智覚に相当すると考えられる。直重の女が古莊重直に嫁し狭間氏を名乗ったのであろう。

大分県史（中世編Ⅰ・P436）は到津文書による推定として

近藤能成——能直

重能——重景——重直
某
四郎（狭間氏・左衛門入道智覚）

としてあるが、狭間氏との関係を直重の女との婚姻に求めるとすれば、一世代下げる必要がある。

知覚の押領を停めた鎮西下知状（大分県史料三一・一五三）を掲げる

「宇佐神官定基申、挾間四郎左衛門入道押領豊後国田染庄恒任名事
右彼名者、定基祖父吉基本領也、而挾間四郎左衛門入道以武威押領之上者、就神領興行、可被糺付之由、帶前討馬守公世宿禰狀、依訴申、去年十一月廿三日・同十二月十八日両度雖尋下、無音之間、今年二月二日仰真玉孫四郎惟氏、催促之処、如惟氏三月七日請文者、雖相触挾間四郎左衛門入道、不及請文陳狀云々、起請之詞略之、難遁違背之咎、然則於彼名者、所被返付社家也、

依仰下知如件、

正和二年七月二日

前上総介平朝臣」

このほかにも知覚の名が出てくる文書は、鎮西下知状（正和二年六月十六日・大分県史料三一・一四六）、鎮西御教書（正和二年九月八日・大分県史料三一・一六六）、鎮西下知状（正和四年十二月十四日・大分県史料三一・一八二）があるが、知覚は幕府の裁定にも関わらず、数年の間刈田狼藉を続けていたのである。後年狭間氏は豊前を活躍の舞台とするようになるが、あるいはこの知覚との関係が底辺にあるのかも知れない。

Ⅳ 四代政直（正供）

二度の元寇と徳政令で鎌倉幕府は徐々に信頼を失っていったが、その終焉は異形の帝・後醍醐天皇の即位によって加速された。

正中・元弘の変を経て、正慶二年（一三三三）五月七日、六波羅探題が陥落したのに始まり、二十二日高時の自殺、二十五日鎮西探

題英時の自殺によって鎌倉幕府は滅亡した。この一連の倒幕運動の中で、大友六代貞宗は足利尊氏を担ぎ、鎮西探題攻めに貢献したが、狭間政直も惣領家にしたがって力戦し勲功を挙げた。その賞として次に掲げる所領安堵の綸旨を得た。

後醍醐天皇綸旨

豊後国阿南庄松富名号狭間村南方地頭職事、狭間大炊四郎政直、當知行不可有相違者、天氣如此、悉之、以状、

建武元年三月十六日

式部大丞

この綸旨によれば、乾元二年の下地中分以後狭間村南方地頭職を帯してきた、狭間氏の所領が四代政直に安堵されたわけで、その三十年の間に直親から政直への家督相続がなされたのである。その時期については史料を欠くため判然としないが、筆者は中分後しばらくのちではないかと思料している。

ともかくこの未曾有の変乱期に剛勇の政直が当主であったことが狭間氏には幸いした。政直は尊氏に従って活路を見出そうとする大友軍の中にあつて、縦横の活躍をし、所領の獲得に成功するのである。

雑訴決断所牒案

雑訴決断所牒 豊前国衙

狭間大炊四郎入道正供申當国御沓村地頭職泰家法師跡事

牒、任去月廿五日綸旨、宣沙汰居正供於下地之状、牒送如件、以牒、

建武元年十二月廿二日

これは狭間政直（正供）の訴えにより、豊前国御沓村の地頭職が交付されたことを示す文書である。御沓村は宇佐郡院内町にあり三沓とも書かれた。江戸期の「旧高旧領」によれば三三四石余とあり、上市村のそれが三三七石余であったことからその規模がわかる。御沓村は豊後国府と豊前国府を結ぶ古代官道上にあり交通の要衝であつてそれ故に得宗領になつていたのであろう。政直の訴えが認められこの牒の発令により、直ちに彼のものになるはずであつたが、泰家時代の代官等の抵抗にあつたためか彼の支配は及ばなかつた。そこで豊前守護・少式頼尚は次に掲げる請文案のように、翌建武二年四月深見盛顕・如法寺信勝兩人によつて同地が政直（正供）に打ち渡されるように命じた。

泰家法師跡とある泰家とは、最後の執権北条高時の弟で、新田義貞との戦闘では鎌倉軍の総大将であつた人物である。

宇佐深見盛顕請文案

狭間大炊四郎入道正供申、豊前国御沓村地頭職泰家法師跡事、任去年十一月廿五日 綸旨・同十二月十二日御牒並去二月廿九日御教書、以去月廿七日如法寺六郎相共、沙汰居正供於彼跡候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩乃御罰於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

宇佐盛顕

建武貳年卯月三日

これは建武の新政樹立に貢献した賞であるが、これによって政直は松富名中分により総領家・五代大友貞親に獲られた分の幾分かは回復したのである。

念願の政権を手にした後醍醐天皇の新政は、天皇親政であるから当然公家中心の政治になる。公家に厚い恩賞の沙汰を巡って武士たちの不満が尊氏の挙兵となり、建武の新政は二年であっけなく崩壊した。

倒幕運動中から大友貞宗は尊氏を担ぎ先見の明ぶりを示したが、鎌倉で挙兵した尊氏が一時京を追われ、九州に落ち延び再度上京を果たす一連の戦いの中に、大友軍の中核として常に狭間政直の名があった。この時期政直は大友惣領家の有力家臣の一人として、大友貞載や大友泰貞に従って参戦し、南朝方と各地で戦い戦功を挙げている。

狭間政直軍中状は建武三年九月（一二三三六）および建武四年七月（一二三三七）、さらに建武五年八月（一二三三八）と三状が残されているが、そのうちの一つを掲げよう。

狭間政直軍中状

大友一族狭間大炊四郎太郎政直軍中事

- 一 去年建武一十月十二日、於伊豆国佐野山参御方、致合戦忠語
 - 一 同十三日、伊豆国府合戦、追落兇徒等畢
 - 一 同十五日、一族等可相向数禅寺由、被仰下間、□時相向静謐語
 - 一 今年正月二日、近江国伊岐代宮仁立籠兇徒等間、致合戦忠追落□
 - 一 同八日、於八幡並大渡橋上、儘戦功言
 - 一 同十一日、太田判官合戦時、分捕頸毫、加之親類袋小次郎打死畢、
 - 一 十六日、於法勝寺西門、親類伊方次郎被疵畢、左手射疵
 - 一 同廿七日、伊方彦七被疵言、左腰同脛射疵
 - 一 同廿八日、分捕頸毫、
 - 一 同晦日、致戦忠舟波地御共仕畢
 - 一 二月十日、打出合戦儘忠言、
 - 一 同十一日、豊嶋合戦致忠畢、
 - 一 鎮西御共仕、多、良濱合戦儘忠、御在府間宿直仕言、
 - 一 御上洛間翌日令参向、六月十日可警固山崎関所由、將軍家直被仰下間、令警固畢、
 - 一 同十五日、可固作道旨、被仰下之間遂其節、同十八日就望申、可発向山門由、被仰下間、則罷向畢、
 - 一 同十九日、於西塔南中尾、親類大炊孫四郎直信若党八郎被疵言、
 - 一 同廿日、於同所致合戦畢、
 - 一 同晦日、於神楽岡下、懸先致合戦、令追上御敵於山上畢、
 - 一 同八月廿五日、竹田河原並阿弥陀峯合戦致忠、御敵対治言、
 - 一 同廿八日、於吉田河原懸先畢、
- 右、数箇所軍忠之次第、御存知之上者、早賜御判、為備龜鏡、

言上如件、

建武三年九月 日

「承候畢、

沙弥（花押）」

これに対して尊氏は次に掲げる御教書でその軍忠を賞している。

足利尊氏御判御教書案

所々合戦事、於大橋上自身被疵、於西坂本西塔南中尾、若當太夫房幸円・弥太郎負手、至鎮西京都供奉條、尤以神妙、於恩賞者、追可有其沙汰之状、如件、

建武四年正月三日

御判

狭間大炊四郎入道殿

軍忠状は合戦での軍忠を報告し、主人にその軍忠を認めてもらうものである。

この時期・中世においては合戦で手柄を立てることは勿論であるが、合戦に参加すること自体が軍忠であつたし、疵を受けることもまた立派な軍忠であつた。

三通の軍中状によってわれわれは、四代政直の力戦振りを知らることができる

*角違一揆と狭間氏

角違一揆は足利尊氏が九州から捲土重来を期して上京中に、大友

家臣団の団結強化と尊氏支援のため結成されたという。そしてこの一揆が一時期大友氏の直轄軍とされたことは間違いないが、一揆を規定する「起請文」や「角違一揆御旗並合戦奉行内談衆事」等の史料には疑問点が多く、その真偽については諸説がある。この角違一揆の中心的人物として、六代狭間兵庫助藤原英直が筆頭署名者として名を連ねており、父五代資直も狭間新蔵人入道沙弥覚宗の名で出ているが、肝心の四代政直（正供）の名前はない。筆者は一揆の筆頭署名者で中心的な役割を担ったとされている狭間英直を、一揆の成立年代との関係でまず疑問視している。一揆が成立したとされる建武三年六月、このころの狭間家の当主は前に見てきた四代政直（正供）の時代であり、六代英直の登場はずっと後のことになるからである。このことについては後で触れる。

橋本操六氏は、「角違一揆、大友小庶子家を中心とした団結」の中で、一揆の実在が貞和二年（正平元年、一三四六）の史料によって証明されたとした上で、県史学界で提起された疑問点にも触れている。少し長いが以下に同氏の解説をみてみよう。

「角違一揆史料に対しては、学界でも疑問視する傾向が強い。その理由は、加盟人物名とその人の歴史事象とが整合するかどうかという点におかれている。この疑問については明治時代に編纂された「狭間家略履歴」でも指摘されている。すなわち、略系譜に狭間筑後守兵庫助法名性吉と注記されている狭間氏6代英直について、略履歴の編者 後藤碩田は、兵庫助英直の筑後守任官を史料によって永徳三年（弘和三、一三八三）十一月を確認し、角違一揆史料中に

見える筆頭署名者としての英直と、人数配りの中にみえる筑前守と筑後守、あるいは合戦奉行衆中の筑後守と同一人物とは公然と決しがたいと指摘しているのである。学界では、三番目に署名している吉弘八郎入道一曇丹後守を問題視している。

一曇は吉弘八郎氏輔のことで、史料上では貞治六年（正平二十二、一三六七）正月段階で藤原氏輔とあることから、建武年間に結成されたという角違一揆の構成員として一曇がみえることは不都合であるという。いま一つの疑問は連署者六十七名と役割分担の点である。御旗役人四名と合戦奉行七名の名は六十七名中に確認でき、衆中十二名も確認できる。ところが、朽網郷一揆支配に関する上分二十名中四名、中分九名中一名、下分三十三名中六名は、連署者六十七名中に見出せない。また、六十七名の連署者十二名はどの分野にも名を見せないのである。つまり、一揆構成員として署名している吉弘一曇ら十二名はどの分担区分にも見えないという矛盾がある。これらの説明が角違一揆の説明となるといえる。」

このように疑問点の多い史料である。

まず一揆が結成されたという建武三年は先に紹介した狭間政直軍中状の通り、四代政直の活躍期であり、六代英直がここに出てくることは明白な誤りであると断言しうる。英直の筑後守任官は永徳三年（一三八三）であるから約五十年弱のズレがあることになり、「同一人物とは公然と決しがたい」のではなく筆頭署名者英直は正しくは政直でなければならない。碩学の碩田にしては歯切れの悪い見解である。その他の疑問点もさることながら、狭間氏に係わる角違一

揆の記事は矛盾点が多く、史料としての信頼性に欠けるといわざるを得ない。

筆者はこの一揆は建武三年に実際に結成されたが、後日に成文化されたものでありその際に人名等に混同が生じたものであろうと推測している。

外山幹夫氏は「この一揆結合は、少なくとも貞和二年から永和元年に及ぶ三九年の長きにわたって保持されている」（大名領国形成過程の研究）と述べていて、史料上建武年中の成立を認めていない。一方で氏は「すなわちこの一揆の成立が、尊氏の九州逐電を契機としているばかりでなく、契状にさらに、鎮西安全者依当家御武略之間、各被為同心、或いはまた、殆囑矢箭道可立公方之事故也」とあって、大友氏及び足利尊氏に同心し、与力すると言うことが明確に謳われている。」（同上書）として、建武年中の成立に理解を示している。

筆者は重言するが、一揆は建武三年に成立したが、約五十年間保持されている間に、契文はその節々で交わされたと思われるから、今に残っている分は永徳三年以後に成文化されたものであり、登場する人物にも時代的な混同や誤記も混ざっている粗雑な史料であると推測している。あるいはまた、当時全国各地で数多く結ばれた一揆の中には、契文のないものも相当数確認されているところから、この角違一揆も結成当初の契文はなかったのかも知れない。

このように考えれば、橋本氏が挙げた三つの疑問も解けるのではないかと思われる。ところで小泉宣右氏は角違一揆について

「建武年間から貞和年間にかけて形成されていた豊後角違一揆は六十―七十人の国人から構成されており、その構成員は①平安以来の在地領主②大友氏一族③大友被官④名主級の小領主であって旧地頭の系譜をひく者と名主地侍級の両者を含むものであった。その中に御旗役人合戦奉行、衆中といった一揆の中核が存在していたが大事は多数決をもって決定する共和的結合体であり、守護大友氏の働きかけによって成立した在地領主連合であった」と規定している。

福田豊彦氏は動乱期の領主層の一揆形態を

①軍事編成（イ一時的舞台編成　口近臣団等）

②国人一揆（イ一族意識による一族一揆、口地縁的名狭義の国人一揆）

③外部権力に対して抵抗する惣国一揆

と整理しているが、角違一揆は上記の①、②に該当すると思われる。通説的にいえば、一族一揆は惣領制の解体によって独立した庶子家がなお族縁的集団としての協力・盟約を結んだものであり、次に領域支配の要請から地縁的な結合による国人一揆に進むとされている。角違一揆が結成されたのはまさに、大友氏が分割相続制から嫡子単独相続制に移行する時期であり、幼い惣領・千代松丸（七代氏泰）を擁立して足利尊氏に与力しようとする政治的判断の時期でもあった。

中世後期は「一揆の時代」とも言われる程に、種々の階層に一揆が結ばれたが、この角違一揆の史料は、將軍足利尊氏の室町幕府樹立に繋がる戦闘において、大友氏が大きな役割を果たしたこと、就中狭間四代政直（正供）がその中心核となって縦横の活躍をしたこ

とをわれわれに教えてくれている。

*分割相続制から嫡子単独相続制への移行

ところで大友六代貞宗は正慶二年（一三三三）三月十三日、菊池武時が鎮西探題襲撃のため挙兵した日に、博多の軍陣において有名な譲り状を書いた。あて先は当時まだ十三歳の五男・千代松丸、のちの七代氏泰である。要点を摘記すれば「所領所職等は、子息千代松丸をもって、家嫡となし、悉く譲り与える所也、庶子等においては、家督千代松、これを相計らい、扶持を加うべき也、」

ということなるが、この時はじめて大友家は分割相続をやめて、嫡子単独相続に踏み切ったのである。鎌倉御家人の相続方法は、分割相続が一般的であって男子のみならず、女子にも配分されるのが原則であった。このような分割相続を続けていけば、新恩の所領が与えられない限り、一族の所領は細分化されかつ錯綜して、惣庶間および庶子相互間の相論が多発し、血縁的にも遠くなることも手伝って一族としての結合は弱まっていくという矛盾をはらんでいた。所謂惣領制の崩壊はこの鎌倉末期に集中してみられる。

大友一族の志賀氏も四代頼房が貞和四年（一三四八）に分割相続をやめている。（志賀文書・贈補訂正編年大友史料六、三四一号）

田原氏は観応元年（一三五〇）八月十八日の直貞から徳増丸への譲り状に単独相続のはじまりを見ることができる。その理由を文和二年（一三五二）の譲り状は「庶子の面々にまで所領を配分すると、各個人の所領が僅少となって経済力が弱まり、公事を負担することができなくなる」と簡明率直に示唆している。

狭間氏も嫡子単独相続に踏み切ったであろうが、その時期は一族他氏の例からして、おそらく政直→資直にかけてではなかろうかと推測される。

V 五代資直

五代資直は「建武二年足利尊氏九州江没落之節、大友氏随順二付、家族一味着到帳に狭間新藏人入道沙弥覚宗とあり、太平記等二も見揺るなり、又同時帳中に狭間又三郎貞直と云人あり」(狭間家略履歴、大分県史料(二十六))とあり、父政直に従って歴戦したことがわかる。角違一揆の署名者の中にも狭間新藏人入道沙弥覚宗として名がみえる。資直は南朝軍が豊後に来攻した時にも大友氏時に随って活躍したがこのことは、平野賢四郎文書(大分県史料二十六)に

足利義詮御判御教書

□後宮並武光以下兇徒等、□來豊後国之時、令同心大友□部大輔氏時、致軍忠之由、氏時□注申也、尤以神妙、就注進、可抽□、向後弥可抽戰功之状、如件、

延文四年七月廿五日

(花押)

狭間新藏人殿

とあることから判然とする。延文四年は西暦一三五九年に当たる。

VI 六代英直

六代英直について後藤碩田は「永徳三年十一月任筑後守の宣旨あ

り、建武二年足利尊氏九州没落之時、大友家より附属人数着到第一項二曰、狭間兵庫助英直と云々、同書的人数配りの記中狭間筑前守とあり、同記中筑後守とせしもの有、合戦奉行中に狭間筑後守なる人あり、公然と決しがたし、考へし」(狭間家略履歴)と書く。先に指摘したように、建武二年は政直が惣領であり、嫡子五代資直も父に従って転戦していたから、孫である英直は幼年であつたと思われるが従軍したのであろうか。俄かには信じられない。碩田の言う同書とは「角違一揆御旗並合戦奉行内談衆事」のことであろうが、この件については先に見解を述べた。

永徳三年(一三八三)の宣旨は

永徳三年十月二日 宣旨

兵庫助英直

宜任筑後守

藏人左少弁平知輔奉

である。

律令制が崩壊していた南北朝期の筑後守なる官名は所謂受領名であつて、私称することを認可してもらう官途状である。この頃功績を挙げた部下の武将に対して恩賞として、所領と官名を与えることが広く行なわれたがこれもその一種であろう。

ともあれ資直・英直は四代政直ともども足利尊氏の樹立した足利幕府の政権下に大友氏の有力な一族として活躍したことがわかる。

(龍祥寺の創建)

狭間氏の菩提寺である龍祥寺の創建について豊後国志は、応安三

年（一三七〇）、放牛和尚の開山であるとしている。五代資直一六代英直の時代であり狭間氏が狭間の地に所領を保持していた最後の時期でもあり、一面勢いがある時代であったと見られるので、この時期に菩提寺が建立されたとするのも理解できる。

一方初代直重の法名が龍祥寺であることや、狭間氏墓地内に康永二年（一三四三）と貞和七年（一三五二）の二つの五輪塔があることから、応安三年以前にすでに建立されていたともみれる。これらのことから龍祥寺は放牛和尚（一二八九―一三七三）が再興したとするのが妥当ではないかと思われる。

Ⅶ 七代・親賢一八代・親宣

*狭間村南北の支配

乾元二年（一三〇三）の下地中分により北方を大友惣領家が、南方を狭間氏が領有することとなったが、その後の状況をみると、貞治三年（一三六四）二月の大友氏時所領所職注進状案には、「同国挾間村半分」とあり、永徳三年（一三八三）の大友親世所領所職注進状案には、「同国挾間村半分北方」とある。これらによって、狭間村北方は永徳三年までは大友惣領家が支配していたことが確認できるが、このことは同時に南方は狭間氏の支配が続いていたことの証明でもある。

この頃の狭間氏の惣領は先に筑後守に任じられた六代英直の時代である。

このように狭間南北は大友惣領家と狭間氏の分割支配が一世紀余

続いたことになるが、永享年間（一四二九―一四三九）に入ると様相が違ってくる。

柞原八幡宮文書の佐保永智書状は

「御供米之事書簡當時無用物」

當社八月放生会御供米、並正月御供米・同八講之施物事、狭間南北役候、當村今者、常州御料所候、御代官方へ、さいそく申さるべく候、定不可有無沙汰候哉、自然御代官、とかく被申候者、承候て直ニ常州へ、可申上候、恐、謹言、

十二月十八日

永智

大意は、放生会の供米等は狭間南北役であるから当村分は常州様の代官に催促されるべきである、ということである。狭間南北は今は常州、即ち常陸守・大友親雄の御料所であると記していることは、大友惣領家と狭間氏の手から、十一代持直の弟・親雄の支配に移行したことになる。初代直重以来の所領であった狭間村から狭間氏は完全に手を引かざるを得ない状況になったのである。

前記佐保永智書状には元号がないが、永享九年（一四三七）ごろのことと推測されている。文書の主・佐保永智は大友家の社家奉行、社家申次職である。その後の史料によって、親雄の支配は享徳二年（一四五三）ころまでは続いていることが確認されている。ここで大友親雄について系図をみてみる。

「大友家文書録、持直同胞」によれば、持直、親棟、親隆、親直、親雄、僧の六人兄弟で親雄の項には

十郎、常陸介、或掃部頭、戦死於春日嵩、多子、嫡曰三河守親弘、

母戸次氏、次日日田四郎親守、母同親弘、次日兵部少輔親家、次為僧、日瑞光寺東堂明室、

次為僧、日浄土寺西堂惟心、次為僧、日口恒、親弘子嫡日、日田八郎親在、明応五年七月十三日、戦死於御所辻、次号新五郎、次為僧、日瑞光寺西堂正潤、次為僧、号光恩寺、親家子日次郎親永、與親在同所戦死、

とある。親雄が正史に登場するのは「永享四年（一四三二）正月四日、大内持世、大友親雄と豊前国規矩郡で戦う」（看聞御記）であるが、彼は兄持直側の有力武将として対大内氏、対幕府追討勢との戦いに力戦している。

前記大友家文書録に、「戦死於春日嵩」とあるのは筑前国春日山と思われるが、年月日は不明である。

ところで親雄が支配するようになった経緯について、挾間町誌は詳細に推測しているが、その大筋は以下のようである。

「親世が親著に家督を譲って、応永二十五年（一四一八）に没したが、親著はそのあと応永三十年（一四二三）持直に家督譲与。その際親著は嫡子・孝親に狭間北方を与えたが、そもそもこの家督譲与が不満の孝親は応永三十二年（一四二五）、三角島で反乱を起こして戦死。持直は没収した狭間北方を弟、親雄に与えた」と。これに従えば、親雄の狭間村支配は応永三十二年から享徳年間（一四五二～一四五四）に及ぶ約三十年間にわたるものと思われる。というのは康正三年（一四五七）正月、高崎親治が「狭間村北方内龍原角屋敷土貢六貫三百分」を小野三郎に預けているが、これは高崎氏が

北方内に所領を持っていたことを意味し、大友親雄の領有権が解消していることを示している。親雄が春日嵩で戦死したのは、おそらく享徳末から康生にかけての時期であろう。

ところが大分市史には「そこで狭間氏へは豊前の所領と交換して南方を召し上げ、惣領家領北方を加えて孝親に与えた。ところが孝親は乱を起こして敗死してしまう。持直はその地を没収し、弟親雄に与えた。」と推測している。（p183）

両史・誌とも当初孝親に与えたものが彼の反乱死によって、親雄に渡ったとするが、その範囲について挾間町誌が北方のみとするに對して、大分市史は南方を含めた挾間村全体としている点に相異がある。本来ならば大友惣領家を継ぐべき立場にあった孝親を遇するには北方のみでは狭領にすぎず。ここは大分市史の推定に従い挾間南北とみるのが妥当と考えるが、「豊前の所領と交換し」という豊前の具体的な所領名を指摘していないのが残念である。

また親雄の南北支配の期間について庄内町誌は「狭間南北が大友親雄の手から離れたのは、享徳元年以前と考えて間違いない。永享四年以降享徳元年以前、つまり一四三二年～一四五二年の二十年間が親雄の知行した期間である」と書いている。

当時の幕府に大きな影響力をもった醍醐寺座主満斎は、その日記に「豊前国規矩郡内に大友舍弟掃部頭ならびに一族狭間ら二百騎が楯籠っており、旧冬以来毎日合戦が続いている」（満齋准后日記・当永享四年正月十六日条）と記しているように、大友舍弟・親雄は対大内抗争に狭間氏を帯同して転戦していることから、この時期狭

間氏は大友惣領家の被官になっていたのではないかと推測している。ともかく大友親雄が狭間南北を支配したことは確実であり、狭間氏は本貫の地を失うことになったのである。この時期狭間氏は七代親賢の代に当たると思われるが、大友親雄の没後も狭間南北は狭間氏に戻ることなく、惣領家の直轄領とされたと思われる。

同じ庶流の戸次氏は六代直世が將軍義満の勘気を受けたこともあって、惣領家大友氏によって勢力を削られ本貫地の戸次荘を失い、本拠地を大野郡藤北名の鎧嶽城に移すに至った。七代親載の代である。

この頃になると大友惣領家が領国制を強化して戦国大名化への道を強める時期にあたるが、庶子家の被官化も進捗した。

Ⅷ その後の狭間氏

本貫の地狭間を失った狭間氏は、豊前に所領を持っていたと推測されるが、豊前の守護は大内氏であり大友―大内の抗争は長く続き、狭間氏の所領が不安定であったであろうと思われる。これ以降狭間氏の史料は極端に少ないし、狭間家譜にも「伝不詳」として事跡が残されていない。その後の狭間氏については稿を改めて述べることにしたい。

(註)

① 野津本大友系図

平成十九年十二月、皇學館大学史料編纂所は、福富家から古文

書を寄贈された十周年を記念して、特別展「福富家文書展」を開催した。その案内文には

「福富家文書は山城国淀藩稲葉家の家臣であった福富家に伝来した文書です。福富家は戦国武将、稲葉良通（一鉄）に仕えた岡部長教の子孫で豊後大友家の支族、野津家の末裔と姻戚関係にあったことから、野津文書というべき中世文書を含み、古文書学的にも貴重なものです」とあり、さらに同編纂所の岡野友彦氏は「初代福富善右衛門の室が九州の戦国大名大友の家臣、吉岡伝左衛門の女であったことから流入した（野津、吉岡家文書ともいうべき中世文書です）」と解説している。

吉岡氏は大友二代親秀の五子野津頼宗を祖とする大友流野津氏の庶流。宗麟のころ吉岡長増が加判衆に任じられ台頭した。居城は大分郡高田庄鶴崎千歳城。長増の死後は嫡男鑑興が継ぎ、宗麟の側近として申次職を、天正四年より大友義統の加判衆を務め、日向高城合戦にて戦死。甚吉が家督を継ぎ、宗麟に従い臼杵丹生島城に籠城、仁王座口を守って戦功をたてる。居城の鶴崎千歳城は母妙林尼が守り善戦した。大友氏除国後は浪人となり、椎原五郎右衛門と改名した。

本系図は嘉元二年（一二〇四）豊後国の野津院で書写されたと伝えられる系図古写本である。系図の構成は前半に桓武天皇から始まる北條系図が、後半部に藤原鎌足を始祖とする大友系図が記されている。嘉元三年当時の執権は得宗北條貞時、大友家当主は四代貞親で

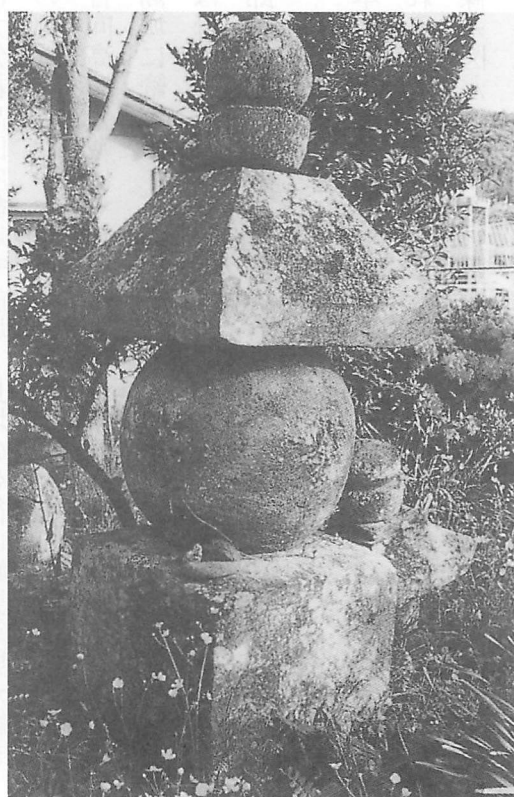
あるが、両家の関係は貞親の叔母に当たる大友三代頼泰の娘が、北條貞時の叔父宗頼に嫁し一子宗方を儲けている。これより以前、能直の娘が北条氏名門の名越朝時に、親秀の娘が北条資時に嫁すなど両家の婚姻関係は濃いものがあつたが、こうした関係を背景にして本系図が作成されたものと考えられる。(以下次号)



狭間直重の墓



狭間直親の墓



狭間重泰の墓